

公職選挙法の一部を改正する法律案政策骨子

03/02/19

第一 改正の趣旨

A L S 患者等の選挙権行使の機会を確保するため、代筆による郵便投票の制度を導入する。

第二 改正の内容

一 代筆による郵便投票

- 1 郵便投票の対象者のうち両上肢の機能の全廃等の障害があることにより自ら投票の記載ができない者について、代筆による郵便投票をすることができるようにする。

自ら投票の記載ができないことの証明は、身体障害者手帳等を提示することによって行う。

- 2 代筆による郵便投票は、あらかじめ届け出た代筆者に投票の記載をさせることにより行う。

代筆者としては、A L S 患者等と同居する親族を想定している。

二 罰則

代筆による郵便投票の公正の確保については、罰則で担保することを想定している。

公職選挙法の一部を改正する法律案骨子

03/03/03

- 1 郵便投票の対象者のうち、身体に政令で定める重度の障害があるものについては、政令で定めるところにより、あらかじめ届け出た選挙権を有する者に投票の記載をさせて郵便投票をすることができることとすること。
- 2 所要の罰則を整備すること。
- 3 その他所要の規定を整備すること。